

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための
論点整理に関するプロジェクトチームについて

- 22 年度税制改正の本格的な議論に向けて、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し並びに透明化に関する論点整理を行うため、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（以下、租特PT）を設ける。
- 租特PTのメンバーは、企画委員会のメンバーのうち、以下の者とする。（この他、企画委員会のメンバーは随時参加可能）
 - 座長 財務副大臣（企画委員会主査）
 - 座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）
 - 財務大臣政務官（企画委員会事務局長）
 - 総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）
- 租特PTにおいては、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。
 - ① 租税特別措置及び非課税等特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立つ仕組み（いわゆる租特透明化法）の論点整理
 - ② 租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しに関する基本的な方針に関する論点整理

租特PTについて

10月9日（金）

- ・ 今後の進め方
- ・ 租税特別措置の全体像について①

10月14日（水）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の全体像について①
- ・ 租税特別措置の全体像について②

10月16日（金）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の全体像について②
 - ・ 租税特別措置に係る実態把握の現状等
-

※ 以下、毎週水・金を定例日として開催予定

※ 11月中旬を目途に論点整理とりまとめ（予定）

平成21年10月20日

資 料

(租税特別措置)

租税特別措置について

租税特別措置というのは、(中略)担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置のことで、税負担の軽減を内容とする租税特別措置を租税優遇措置 (preferential tax treatments) といい、税負担を加重する租税特別措置を租税重課措置という。

<「租税法」金子宏著 (弘文堂) >

租税歳出 (Tax Expenditures) は、連邦税法の規定により認められた総所得からの特別の除外、免除若しくは控除又は当該規定に基づく特別の税額控除、優遇税率若しくは課税繰延べに起因する歳入の減少をいう。

<米国 1974年議会予算執行留保法第3条(3) >

この法律は、**当分の間**、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の**内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法、法人税法、相続税法、地価税法、登録免許税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油石炭税法、航空機燃料税法、自動車重量税法、印紙税法、国税通則法及び国税徴収法の特例を設けることについて規定するものとする。**

<租税特別措置法第1条 (趣旨) >

租税特別措置法と政策税制(イメージ)

本法(本則)

租税特別措置法

政策税制

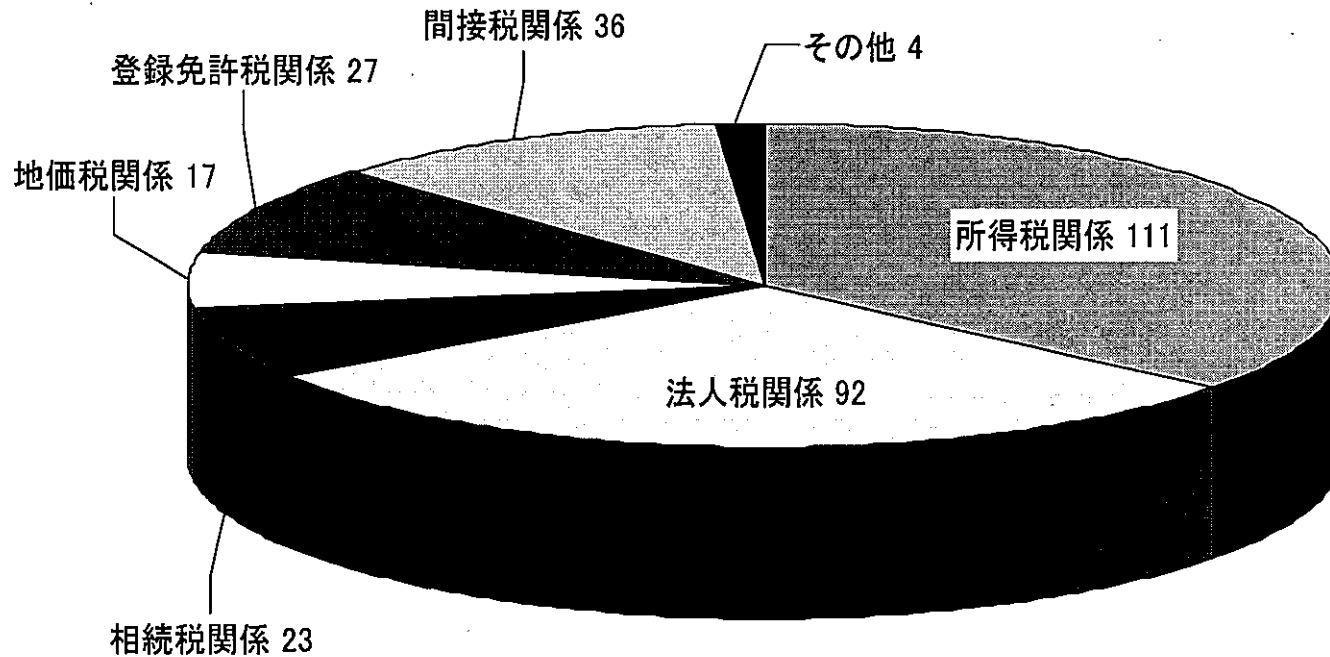
期限の定めのない措置

その他
個別法

租税特別措置法に定める特例措置の主な類型

類型	代表例
<p>A 課税の免除や繰延べなど税負担の軽減等を図るもの</p>	<p>【法人税関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制) ・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 ・ 中小企業投資促進税制 等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税) ・ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予(事業承継税制) ・ 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減 ・ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等(ナフサ免税) ・ 自動車重量税の免税等(エコカー減税) 等
<p>B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得の分離課税(源泉分離課税) ・ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(申告分離課税) ・ 土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例(申告分離課税) 等
<p>C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制) ・ 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入(外国子会社合算税制) ・ 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(過少資本税制) 等
<p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収方法の特例 ・ 手続の特例 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例 ・ 特別償却等に関する複数の規定の不適用 ・ 公益法人等の損益計算書等の提出 等

租税特別措置法による特例措置(310項目)の概要



(注1) 項目数は、基本的に条ごとに1項目とカウントし、個人と法人に共通の措置は1項目として、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係又は法人税関係のいずれかでカウントする等の考え方で整理したもの。

(注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。なお、地価税は現在課税が停止されている。

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

(単位:億円程度)

	減収見込額	増収見込額	差引計
所得税関係	▲ 15,820	—	▲ 15,820
法人税関係	▲ 11,380	+ 3,310	▲ 8,070
その他	▲ 46,310	+ 18,990	▲ 27,320
合計	▲ 73,510	+ 22,300	▲ 51,210

(注1) 上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少(10億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

(注2) 個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の適用期限による分類(増減収見込額及び項目数)

(単位:億円程度、[件])

税目	適用期限あり					適用期限なし	合計
	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降		
所得税	▲110 [6]	▲220 [7]	▲110 [5]	－ [1]	▲8,570 [5]	▲6,810 [89]	▲15,820 [111]
法人税	▲3,770 +3,310 [21]	▲4,470 [27]	▲510 [13]	▲10 [1]	▲20 [3]	▲2,600 [42]	▲11,380 +3,310 [92]
相続税	▲1,050 [1]	－ [1]	－	－	－	▲2,230 [21]	▲3,280 [23]
地価税	－	－	－	－	－	▲2,020 [17]	▲2,020 [17]
登録免許税	▲10 [12]	▲570 [9]	▲20 [2]	▲1,220 [1]	－ [2]	－ [4]	▲1,820 [27]
間接税関係	▲1,030 [7]	▲780 [4]	▲1,130 [3]	▲120 [2]	▲10 +18,990 [4]	▲36,120 [16]	▲39,190 +18,990 [36]
その他	－	－	－	－	－	－ [4]	－ [4]
合計	▲5,970 +3,310 [47]	▲6,040 [48]	▲1,770 [23]	▲1,350 [5]	▲8,600 +18,990 [14]	▲49,780 [193]	▲73,510 +22,300 [310]

(注1)各税目は「租税特別措置法の規定による特例措置(平成21年6月26日現在)」に基づき分類している。[]内は項目数。

(注2)適用期限別の欄について、一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注3)増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成21年7月)に基づく。

(注4)複数の期限がある租税特別措置については、その期限ごとの増減収見込額を計上している。ただし、「自動車重量税の免税等(エコカー減税)」(適用期限:平成24年4月30日)については23年度末の金額に計上している。

(注5)数値は平成21年度予算ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、租税特別措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。

主な租税特別措置の適用期限毎の増減収見込額

(単位：億円程度)

適用期限	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降	適用期限なし
主な租税特別措置	中小企業投資促進税制 (▲2,500) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 (▲1,050) 情報基盤強化税制 (▲700) 引取りに係る石油製品等の免税 (▲510) 等	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (▲1,170) 中小企業者等の法人税率の特例 (▲1,100) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (▲830) 引取りに係る特定石炭の免税 (▲510) 等	エコカー減税 (▲1,020) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (▲390) 等	土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減 (▲1,220) 等	住宅ローン減税 (▲8,560) 等	ナフサ免税 (▲35,940) 確定申告を要しない配当所得 (▲3,200) 研究開発税制 (▲2,070) 地価税の課税の停止 (▲2,020) 公的年金等控除の最低控除額等の特例 (▲1,710) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (▲1,090) 青色申告特別控除 (▲600) 農地等についての相続税の納税猶予等 (▲570) 等
項目数	47	48	23	5	14	193
合計	▲5,970 +3,310	▲6,040	▲1,770	▲1,350	▲8,600 +18,990	▲49,780

(注1)一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注2)増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成21年7月)に基づく。

(注3)複数の期限がある租税特別措置については、その期限ごとの増減収見込額を計上している。ただし、「自動車重量税の免税等(エコカー減税)」(適用期限：平成24年4月30日)については23年度末の金額に計上している。

(注4)数値は平成21年度予算ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、租税特別措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。